- 10
- 売買契約における当事者の一方Aの意思表示が錯誤によって無効である場合(以下「錯誤の場合」という)と、詐欺を理由として取り消すことができる場合(以下「詐欺の場合」という)に関して。
- 10-1 錯誤の場合と詐欺の場合とが競合するときは、Aは、錯誤による無効のみを主張することができる。

[6-57]

10-2 錯誤の場合には、誰でも無効を主張することができるが、詐欺の場合には、取消権を行使することができる者は限定されている。

[6-57]

10-3 錯誤の場合には、Aの追認によって有効な意思表示に転換させる余地はないが、詐欺の場合には、Aの追認によって確定的に有効な意思表示にすることができる。

[6-50]

10-4 民法上、錯誤の場合には、無効を主張することができる期間についての定めはないが、詐欺の場合は、取消権を行使できる期間については定めがある。

[6-5]

10-5 錯誤の場合には、Aは、すべての第三者に対して、無効を主張することができるが、詐欺の場合には、Aは、すべての第三者に対して取消を主張することができるわけではない。

 $[6-5\,]$

10-6 成年被後見人が締結した契約をその成年後見人が取り消すには、その行為を知った時から5年以内にする必要があるが、意思無能力を根拠とする無効であれば、その行為を知った時から5年を過ぎても主張することができる。

[19 - 6]

10-7 学生A: ある法律行為の効力が否定される場合として、「無効」と「取消し」とがある。「無効」である法律行為は、その効果が当初から生じないから、既に給付をした場合には、相手方に対して不当利得返還請求をすることができる。これに対して、「取消し」が可能な法律行為は、取り消されない限り一応有効とされるから、取り消されるまでは不当利得返還請求権は発生しない。ここに違いがあることになる。上記下線部分は、判例の趣旨に照らし正しい。

[16-67]

10-1 × 極テキスト I P 1 2 6 錯誤の場合と詐欺の場合とが競合するときは、いずれを主張することも できる。

10-2× 極テキスト I P 1 2 6詐欺の取消権者は限定されており、錯誤無効の

10-3 × 極テキスト I P 1 2 6 錯誤無効であっても、<u>無効であることを承知した上で</u>

- 10-4 極テキスト I P 1 2 6 無効主張に期間限定なし。取消には行使期間に制限がある。
- 10-5 極テキスト I P 1 2 6 錯誤の場合には、A は、すべての第三者に対して、
- 10-6 極テキスト I P 1 2 6 無効主張に期間限定なし。取消には、追認することが
- 10-7 極テキスト I P 1 2 6 無効な法律行為は、当初から効力を生じておらず、

10-8 教授: Aは、Bが営む骨董屋の店内に陳列されていた彫刻甲を著名な彫刻家Cの真作であると信じて購入した。ところが、実際には、甲はCの真作ではなかった場合において詐欺を主張するか、錯誤を主張するかで、他に異なる点はありますか。

学生: 詐欺による取消しについては、 AB間の売買契約を前提として 新たに法律関係に入った善意の第三者を保護する規定や取消権の 行使についての期間の制限の規定があるのに対して、錯誤につい ては、このような明文の規定がないことが挙げられます。

[23-5才]

10-9 当事者が無効な行為を追認したときは、当該追認は、当該行為の時に遡ってその効力を生じる。

[25-57]

10-10 未成年者 A が、 A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。 A が甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しが B に無断であったときでも B は、当該取消しを取り消すことができない。

[23 - 4]

10-11 a 被保佐人が銀行から金銭を借り受けた場合において、その債務を保証した者は、その当時債務者が保佐開始の審判を受けていることを知っていたかどうかにかかわらず、被保佐人が締結した金銭消費貸借契約を取り消すことができない。

[63 - 34]

10-11 b 主たる債務者が行為能力の制限によってその債務を生じさせた行為 を取り消すことができる場合であっても、当該債務の保証人が当該行為 を取り消すことはできない。

[25-50]

10-12 AがBの詐欺により、Bとの間で、A所有の甲土地を売渡す契約を締結したという事例に関して、Aは詐欺の事実に気づいて売買契約の意思表示を取消した場合において、Bへの所有権移転登記を経由していたときは、Bに対し、受領済の代金及びこれに対する受領時以後の法定利率による利息を返還しなければならない

[10-4]

10-8	○ 極テキストIP126
	詐欺による取消しについては、 当事者間の売買契約を
10.0	V FETTI I DIOC
10-9	※ 極テキストIP126原則として、無効な行為は、追認によっても、その効力を
	原則として、 <u>無効な行為は、追訟によりても、てり効力を</u>
10-10	○ 極テキストIP130
	未成年者Aは法定代理人の同意を得ずに単独で有効な
10.11	
10-11 a	○ 極テキストIP132- 保証した 民法120条の取消接差として担定されていない。
	保証人は、民法120条の取消権者として規定されていない。
10-11 b	○ 極テキストIP132
	制限行為能力者の債務を保証した者は、民法120条の
10.12	v F-k-lipio
10-12	※ 極テキストIP133契約時には詐欺に気づかず、善意であったので、
	天が时には計 州にメ りがり、 <u>普息</u> しめりためて、

10-13 成年被後見人甲は、単独で、その所有する建物を代金400万円で 乙に売却し、この代金のうち、30万円を丙に対する債務の返済に充て たうえ、200万円を遊興費に、120万円を生活費にそれぞれ使い、 残りの50万円を所持している。この場合において、甲の後見人が乙に 対し建物の売買契約を取り消した時に、甲が乙に返還すべき金額を述べ よ。

[62 - 3]

10-14 甲乙夫妻の子丙(18歳)が丁から50万円借金して、大学の入学金の支払に充てたという事例に関して、丙が未成年を理由に消費貸借契約を取り消した場合、丙は丁に対して50万円を返還しなければならない。

[2-141]

10-15 未成年者 A は、単独の法定代理人である母親 B の所有する宝石を、B に無断で自己の物として C に売却し引き渡した上、代金 5 0 万円のうち 3 0 万円を受け取り、そのうち 1 0 万円を遊興費として消費してしまった。他方、C は、A に対し、残代金を支払わない。この場合に A が、未成年者であることを理由に A・C 間の売買を取り消した場合には、A は、C に対し、2 0 万円を返還すれば足りる。

[6-70]

10-16 未成年者が買主としてした高価な絵画の売買契約を取り消した場合において、その絵画が取消し前に天災により滅失していたときは、当該未成年者は、売主から代金の返還を受けることができるが、絵画の代金相当額を不当利得として売主に返還する必要はない。

[19-67]

10-17 甲は、未成年者であるが、親権者丙の同意を得ないで、乙に壺を売却した。その後、丙がその売買契約を追認したときは、当該売買契約は 追認のときから有効となる。

[5 - 84]

- 10-18 教授: Aは、Bの詐欺により錯誤に陥り、Bから、ある動産を買い受ける旨の売買契約を締結しましたが、その売買契約の締結後に、Bが売買代金請求権をCに譲渡し、その旨をAに通知したとします。AとしてはBの詐欺にもかかわらず、売買契約を追認しようと考えている場合、追認の意思表示は誰に対して行うことになりますか。
 - 学生:追認とは、取消うべき法律行為の効力を有効に確定する旨の意思表示であり、その意思表示は、取消しうべき法律行為の相手方に対してするものですので、設例の場合には、Cに対してではなく、Bに対してしなければなりません。

[12-17]

10-13 200万円 極テキストIP133 制限行為能力を理由に取消した場合は、<u>現存利益</u>での

10-14 ○ 極テキスト I P 1 3 3 制限行為能力を理由に取消した場合は、**現存利益**での

10-15 ○ 極テキスト I P 1 3 3 制限行為能力を理由に取消した場合は、**現存利益**での

10-16 ○ 極テキスト I P 1 3 3 制限行為能力を理由に取消した場合は、**現存利益**での

10-17 × 極テキスト I P 1 3 4 追認は、**確定的に有効**にするものであり、**追認前から、**

10-18 ○ 極テキスト I P 1 3 4 追認の意思表示は、**追認することができる行為の直接の** 10-19 制限行為能力者が行為能力の制限によって取り消すことができる行為 によって生じた債務を行為能力者となった後に承認した場合であっても、 当該行為が取り消すことができるものであることを当該制限行為能力者 が知らないときは、当該行為を追認したものとはならない。

[25-51]

- 10-20 学生A: 取消権者が義務を履行した場合には、相手方は、その法律行 為はもはや取り消されないものと考えるだろうから、その信 頼を保護する必要があるね。
 - 学生B: その場合には、追認をしたものとみなされて、取り消すことができなくなるよ。ただ、相手方が信頼を抱くのは、取消権者が積極的な行為をした場合に限られるから、相手方が履行をして取消権者がこれを受領しても、それだけでは追認とはみなされないよ。

上記下線部分は、判例の趣旨に照らし正しい。

[16-67]

10-21 教授: Aは、Bの詐欺により錯誤に陥り、Bから、ある動産を買い受ける旨の売買契約を締結しましたが、Aが売買代金を弁済する前にBから売買の目的物である動産の引渡を受けた場合は、どうですか。

学生:この場合も、Aは、Bによる債務の履行を受領しただけであり、 自らの債務を履行したわけではないので、法定追認には当りませ ん。

[12-11]

10-22 取り消すことができる行為について追認をすることができる取消権者が当該行為から生じた債務の債務者として履行をした場合には、法定追認の効力が生ずるが、当該行為について当該取消権者が債権者として履行を受けた場合には、法定追認の効力は生じない。

[25-5才]

10-23 甲は、乙に家屋を購入する代理権を与え、乙は、丙との間で、甲のためにすることを示して特定の家屋の購入契約を締結したが、実は、その家屋は丁所有のものであった。その契約が丙の詐欺による場合でも、甲がそのことを知った後、丙に対してその契約の履行を請求したときは、甲は、詐欺を理由としてその契約を取り消すことはできない。

[57 - 33]

10-24 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合に関して、乙が丙に対して、売買代金の支払を請求したときは、乙は、売買契約を取り消すことができない。

[56 - 14]

10-19 〇 極テキスト I P 1 3 5 成年後見人は、**行為能力者となった後にその行為を** 10-20 × 極テキストIP136 全部又は一部の履行は、法定追認事由である(125)。 10-21 × 極テキストIP136 全部又は一部の履行は、法定追認事由である(125)。 10-22 × 極テキストIP136 全部又は一部の履行は、法定追認事由である(125)。 10-23 ○ 極テキストIP136 取消権者による**履行の請求**は、法定追認となる。よって、 丙 10-24 ○ 極テキストIP136 取消権者である法定代理人による**履行の請求**は、法定追認と 10-25 教授: Aは、Bの詐欺により錯誤に陥り、Bから、ある動産を買い受ける旨の売買契約を締結しましたが、Aが代金債権の譲渡を受けた Cから売買代金の弁済を請求された場合、この請求を受けたとい う事実をもってAは追認をしたものとみなされますか。

学生:取消権者であるAが、履行の請求をされただけでは、法定追認が あったことにはなりません。

[12-10]

10-26 AがBからC社製造の甲薬品を購入した際にAがBから甲薬品を1000箱以上購入しないと店から出さないと脅されて、これを購入した場合でも、BがAB間の売買代金債権をDに譲渡し、その旨の通知をAにしたときは、Aは、Bとの間の売買契約を取り消すことができない。

[13-17]

10-27 未成年者甲がその所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合に関して、甲が成年に達した後、売買代金債権を他人に譲渡したときは、甲は、売買契約を取り消すことができない。

[56 - 11]

10-28 Aが被保佐人Bに対し金銭を貸し付け、Bの保佐開始の審判が取り消された。その後、Bが新たに担保を提供したときは、Bは追認したものとみなされる。

[4-77]

10-29 未成年者Aは、単独の法定代理人である母親Bの所有する宝石を、Bに無断で自己の物としてCに売却し引き渡した上、代金50万円のうち30万円を受け取り、そのうち10万円を遊興費として消費してしまった。他方、Cは、Aに対し、残代金を支払わない。Aが、Bの同意を得て、Cに対し代金残額20万円の履行請求をした場合には、Aは、未成年者であることを理由にA・C間の売買を取り消すことができない。

[6-7+]

10-30 Aの詐欺により、BがAから旧式の小型乗用車を高額で買い受けたが、 Bがその詐欺に気づかないままそれをCに譲渡したときは、追認したも のとみなされる。

[4-71]

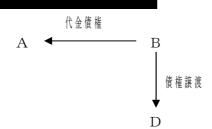
10-31 未成年者 A が、A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。 A が、成年に達する前に本件売買契約の代金債権を第三者に譲渡した場合には、本件売買契約及び代金債権の譲渡につき B の同意がなく、かつ、追認がなかったときでも A は、本件売買契約を取り消すことができない。

[23-40]

10-25 ○ 極テキストIP136取消権者である債務者が債権者から請求を受けても

10-26 × 極テキストIP136

取消権者である Aが取得した権利の一部又は全部を



- 10-27 極テキスト I P 1 3 7 成年に達した後の「取得した権利の全部又は一部の譲渡」
- 10-28 極テキスト I P 1 3 7 保佐開始の審判が取り消された後の取消権者による
- 10-29 極テキストIP137未成年の間であっても、<u>法定代理人の同意を得て</u>、
- 10-31 × 極テキスト I P 1 3 7 未成年の間に法定代理人の同意を得ることなくなされた

10-32 未成年者 A が、 A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約 (以下「本件売買契約」という。)を締結した。本件売買契約の締結後に契約締結の事実を知った B が、 A が成年に達する前に、 C に対して甲を引き渡した場合には、当該引渡しが A に無断であったときでも、A は、本件売買契約を取り消すことができない。

[23-41]

10-33 AがBの詐欺により、Bとの間で、A所有の甲土地を売渡す契約を締結したという事例に関して、Aは、詐欺の事実に気づいた後に、売買代金の支払請求をした場合であっても、その際に異議をとどめていれば、なお売買契約の意思表示を取消すことができる。

[10 - 4]

10-34 未成年者 A は、単独の法定代理人である母親 B の所有する宝石を、 B に無断で自己の物として C に売却し引き渡した上、代金 5 0 万円のうち 3 0 万円を受け取り、そのうち 1 0 万円を遊興費として消費してしまった。他方、C は、A に対し、残代金を支払わない。この場合に A は、成年者となった後は、未成年者であったことを理由に A・C 間の売買を取り消すことができない。

[6-7]

10-35 教授: Aは、Bの詐欺により錯誤に陥り、Bから、ある動産を買い受ける旨の売買契約を締結しましたが、その後に、Bの詐欺が発覚したため、Aは、売買契約を取消したいと考えています。Aはいつまでに取消さなければなりませんか。

学生:売買契約を締結した時から5年を経過すると、取消権は時効により消滅してしまいますので、それまでに取消す必要があります。

[19 - 17]

10-36 AがBの詐欺により、Bとの間で、A所有の甲土地を売渡す契約を締結したという事例に関して、売買契約の締結後、20年が経過した後にAが初めて詐欺の事実に気づいた場合、Aは売買契約を取消すことができない。

[10-40]

10-37 学生B: 「無効」は、永久に主張することができるけれど、「取消し」は、行為の時から5年が経過すると主張することができなく なるという点は、「無効」と「取消し」で違うね。 上記下線部分の発言は、判例の趣旨に照らし正しい。

[16-67]

10-38 甲は、乙の詐欺により壺を売却したが、その数日後に詐欺を理由に 売買契約を取り消した。その後、6年が経過した場合でも、甲は、乙に 対して壺の返還を請求することができる。

 $[5 - 8 \, \widehat{)}$

10-32 ○ 極テキストIP137 <u>法定代理人は追認権者</u>であり(120・122)、本肢の場合、 10-33 ○ 極テキストIP137 法定追認に該当する行為がなされた後であっても、 10-34 × 極テキストIP137 成年者となったと同時に取消権が消滅するわけではない。 10-35 × 極テキストIP138 取消権を行使できる期間は、追認することができる 10-36 ○ 極テキストIP138 取消権を行使できる期間は、追認することができる 10-37 × 極テキストIP138 取消権を主張できる期間は、 追認をすることができる 10-38 〇 極テキストIP138 取消自体は数日後に有効に行われており、その後の所有権に ■ 甲から売買契約締結の代理権を与えられた乙は、その代理権の範囲内で丙と売買契約を締結したが、その際、甲のためにすることを示さなかった。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定のみを前提として考え、正しいものはどれか。ただし、記述中の(ア)、(イ)、(ウ)の事実は、次のとおりである。

[60 - 20]

- (ア) 乙と丙が売買契約を締結した。
- (イ) 乙は、あらかじめ、甲から、丙と売買契約を締結することについて 代理権を与えられていた。
- (ウ)売買契約締結の際、乙は甲のためにする意思があり、丙もこれを知っていた。
- 11-1 甲は、丙に対し、(ア)及び(イ)の事実を主張立証すれば、売買契約に基づく履行を請求することができる。
- 11-2 丙は、乙に対し、(ア)の事実を主張立証すれば、売買契約に基づく履行を請求することができるが、これに対し、乙は、(イ)及び(ウ)の事実を主張立証すれば、丙の請求を排除することができる。
- 11-3 乙は、丙に対し、(ア)の事実を主張立証すれば、売買契約に基づく履行を請求することができるが、これに対し、丙は、(イ)の事実を主張立証すれば、乙の請求を排除することができる。
- 11-4 丙は、甲に対し、(ア)及び(ウ)の事実を主張立証すれば、売買契約に基づく履行を請求することができる。
- 11-5 丙は、 (ア)、(イ)及び(ウ)の事実を主張立証しても、甲に対し、 売買契約に基づく履行を請求することができない。

①代理	人と相手方との間で有効な契約がなされていること(=ア)
②顕名	
③代理	権の存在(=イ)
	甲
	乙 一
11-1	× 極テキストIP141・P147
	本人甲が自己への効果帰属を主張し、
11-2	○ 極テキストIP141
	相手方丙は、売買契約の存在を主張立証できれば
11-3	× 極テキストIP141
	相手方丙が本肢の乙の請求を排除するには、
11-4	
	代理行為の効果を本人甲へ帰属させるためには
11-5	× 極テキストIP141
	相手方丙は、(ア)(イ)(ウ)全ての事実を

代理によって、本人に効果が帰属するための要件

■ 次の対話は、自己契約・双方代理の禁止に関する教授と学生の対話である。 教授の質問に対する次のアからクまでの学生の回答のうち、判例の趣旨に照 らして、それぞれ正しいものはどちらか。

[11-4]

11-6 教授:民法第108条の規定によって保護される利益は何だと考えま すか。

学生:ア 不当な契約を一般的に防止しようとする公益だと考えます。 イ 不当な契約から生ずる損害を避ける当事者の利益だと考えます。

11-7 教授: それでは、民法第108条に違反してされた法律行為の効力はど うなりますか。

学生:ウ 無効となり、追認をすることはできません。また、本人が事前に双方代理の行為について同意を与えることはできません。

エ 無権代理となり、追認をすることができます。また、本人が 事前に双方代理の行為について同意を与えていれば、代理行 為の効力は本人に及びます。

11-8 教授: それでは、法律行為の代理人の選任をその相手方に委任する契約 の効力はどうなりますか。

学生: オ 法律行為の内容や委任契約がされた経緯などから、代理人の 選任の委任が無効とされる場合があります。

カ 相手方や相手方と同一の代理人を代理人として選任することをしなければ、その代理人の代理権が否定されることはありません。

11-9 教授:不動産の所有権移転の登記の申請について、同一の司法書士が登 記権利者と登記義務者の双方の代理をすることが可能とされてい るのは、なぜですか。

学生:キ 登記の申請について、同一人が登記権利者と登記義務者の双 方の代理をすることは、原則として民法第108条に違反す るので、許されませんが、申請者双方の同意を得ている場合 には、それが許されるからです。

> ク 登記の申請は、既に効力を生じた権利変動の公示を申請する 行為であり、民法第108条ただし書にいう「債務の履行」 に準ずる行為に当たるからです。

11-6 イ 極テキスト I P 1 4 2 ~ 1 4 4 民法 1 0 8 条は、本人 (当事者) に損害が

11-7 エ 極テキスト I P 1 4 2 ~ 1 4 4 双方代理禁止違反の効果は、無権代理であり、

11-8オ 極テキスト I P 1 4 4その法律行為の内容・委任契約がなされた経緯等

11-9 ク 極テキスト I P 1 4 2 ~ 1 4 4 登記の申請について双方代理が認められるのは、

11-10 甲が乙の代理人として乙の所有の不動産を第三者に売却することとする旨の契約が甲乙間においてなされた。甲は、その不動産を第三者丁に売り渡した後、丁への所有権移転の登記の申請をするについて乙を代理する場合に、丁からも委任を受けてその申請につき丁を代理することができる。

[59 - 35]

11-11 Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した。Bは、Aのためにする意思をもってCに対し物品甲を売却したが、その際、売買契約書の売主署名欄にAの氏名のみを記載し、自己の氏名を記載しなかった。この場合において、契約書にAの氏名だけを記載することをAがBに許諾しており、Cも契約書に署名したBではなくAと契約する意思を有していたときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。

[22-51]

11-12 教授:まず、AがB所有の甲建物を売却するための代理権をBから授与されているという事例を前提に考えてみましょう。AがBの代理人であることを示さずに、自らがBであると称してCとの間で甲建物の売買契約を締結した場合に、BC間に売買契約は成立しますか。

学生:AはBの代理人であることを示していないので、たとえAがBのためにする意思を有していたとしてもBC間に売買契約は成立せず、AC間に売買契約が成立することになります。

[26-57]

11-13 代理人が本人のためにすることを示さないで意思表示をなした場合で あっても、相手方がその本人のためにすることを知っていたときには、 その意思表示は直接本人に対して効力を生ずる。

[5-44]

11-14 Bの代理人Aは、Bのためにすることを示さずに、CからC所有のマンションを購入する旨の契約を締結した。この場合、当該契約をAがBのために締結することを契約当時Cが知っていたときは、Bは、当該マンションの所有権を取得することができる。

[18 - 40]

11-15 Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した。Bは、Aのためにする意思をもってCに対し物品甲を売却したが、その際、Aの代理人であることをCに告げなかった。この場合において、BがAのためにする意思をもって売買契約を締結していたことをCが知り、又は知ることができたときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。

[22-57]

11-10 ○ 極テキスト I P 1 4 2 ~ 1 4 4 登記申請行為は、実体上の法律関係はすでに確定

11-11 ○ 極テキスト I P 1 4 6代理人の名を示さず<u>直接本人の名を示した</u>場合も、

11-12 × 極テキストIP146 代理人が代理人であることを示さずに、**直接本人の**

11-13 ○ 極テキストIP147 顕名がない場合であっても、相手方が、本人のために

11-14 ○ 極テキスト I P 1 4 7 顕名がない場合であっても、相手方が、本人のために

11-15 ○ 極テキスト I P 1 4 7 顕名がない場合であっても、相手方が、本人のために 11-16 教授: AがB所有の甲建物を売却するための代理権をBから授与されているという事例を前提に考えてみましょう。 AがBのためにする意思を有していたものの、Bの代理人であることを示さずに、Cとの間で甲建物の売買契約を締結し、その契約書の売主の署名欄にAの名前だけを書いた場合は、どうなりますか。

学生: CにおいてAがBのために売買契約を締結することを知ることができたときは、BC間に売買契約が成立します。

[26 - 57]

11-17 AとCの取引で、Aの代理人Bが、Cの代理人Dに代理権のないことを知らないことに過失があったとしても、AはDに対して無権代理人の責任を追及することができる。

 $[9-2\dot{7}]$

- 11-18 甲は、乙に家屋を購入する代理権を与え、乙は、丙との間で、甲のためにすることを示して特定の家屋の購入契約を締結したが実はその家屋は丁所有のものであった。この場合、契約の際、丙は乙に対してその家屋が自己のものであると偽っていたが、乙はそれが丁所有のものであることを知っていた場合には、甲は詐欺を理由としてその契約を取り消すことができない。
- 11-19 Bの代理人Aは、CからC所有のマンションを購入する旨の契約を締結した。この場合、契約当時Aが当該マンションに瑕疵があることを知っていたときは、Bは、Cに対して瑕疵担保責任を追及することができない。

[18 - 4]

11-16 〇 極テキスト I P 1 4 7

顕名がない場合は、原則として、代理人に

11-17 × 極テキスト I P 1 4 9 · P 1 6 5

責任追及(117)の要件としての「善意かつ無過失」は、

 A
 C

 |
 !

 B
 D

 過失
 無権代理人

11-18 ○ 極テキスト I P 1 4 9

詐欺が成立するか否かは、代理人によって判断する。

11-19 〇 極テキスト I P 1 4 9

瑕疵担保責任(570)追及の要件としての「善意かつ



11-20 AがBからC社製造の甲薬品を購入した際にAがEに対しガン予防の薬品の購入を委任し、EがBから甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じてAの代理人として甲薬品を購入した場合、Aは、甲薬品がガンの予防に効果がないことを知っていたとしても、Bとの間の売買契約を取り消すことができる。

[13-11]

11-21 本人が代理人に対して特定の家屋の購入を委託したが、その家屋に契約した目的を達成できない程度の隠れた瑕疵があった場合において、代理人がその瑕疵を知らなかったときは、本人がこれ知っていた場合であっても、本人はその契約を解除することができる。

[5-4(1)]

11-22 Aが代理人Bに特定の動産を買い受けることを委託し、BがAの指図に従って相手方Cからその動産を買い受けた場合において、Cが無権利者であることをAが知っていたとしても、Bがその事実を知らず、かつ、そのことに過失がなかったときは、その動産について即時取得は成立しない。

[9-27]

11-20 ○ 極テキスト I P 1 4 9 意思表示の瑕疵の有無は、**特定の法律行為をすることを** A (悪意) E (善意) ———— B 11-21 × 極テキストIP149 意思表示の瑕疵の有無は、特定の法律行為をすることを 11-22 〇 極テキスト I P 1 4 9 意思表示の瑕疵の有無は、原則として、<u>代理人</u>を基準に A (悪意) —— C 動産 (善意・無過失)

11-23 Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した。Bの意思表示が Cの詐欺によるものであったときは、Bは、その意思表示を取り消すこ とができるが、Aは、Bによる意思表示を取り消すことができない。

 $[22-5\dot{7}]$

11-24 AはBの代理人として、Cとの間で金銭消費貸借契約及びB所有の甲 土地に抵当権を設定する契約(以下両契約を合わせて「本契約」という) を締結した。本契約がAのCに対する詐欺に基づくものである場合、B がこれを過失なく知らなくてもCは、本契約を取消すことができる。

[12 - 34]

11-25 未成年者は、他人の代理人となることができない。

[57 - 20]

11-26 Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した。BがAのためにする意思をもって、Aの代理人であることを示して、Cに対し物品甲を売却した場合であっても、Bが未成年者であるときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生じない。

[22-5才]

11-27 AがBからC社製造の甲薬品を購入した際にAがEに対しガン予防の薬品の購入を委任し、EがAの代理人としてBから甲薬品を購入した場合、Eが未成年者であったとしても、Aは、Bとの間の売買契約を取り消すことができない。

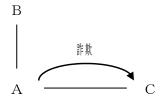
11-23 × 極テキストIP152

詐欺が成立している場合は、<u>本人</u>が取消権を有するのが



11-24 〇 極テキスト I P 1 5 2

代理人Aが詐欺を行った場合、本人Bの善意・悪意は



11-25 × 極テキスト I P 1 5 4 制限行為能力者であっても、代理人になることができる。

11-26 × 極テキスト I P 1 5 4 制限行為能力者であっても、代理人になることができる。



11-27 ○ 極テキストIP154

代理人は、行為能力者であることを要しない。ゆえに、



11-28 AはBの任意代理人であるが、Bから受任した事務をCを利用して履行しようとしている。AがCを復代理人として選任する場合には、Cは、意思能力を有することは必要であるが、行為能力者であることは要しない。

[14-41]

11-29 甲が乙の代理人として乙の所有の不動産を第三者に売却することと する旨の契約が甲乙間においてなされた。甲が成年被後見人である場合 において、甲が乙の代理人として第三者と売買契約を締結したときには、 その売買契約を締結する旨の甲の意思表示は取り消すことができる。

[59 - 3@]

11-30 未成年者を代理人に選任した場合に、その者が代理人としてなした 法律行為は本人がこれを取り消すことができる。

[5-42]

11-31 AはBの代理人として、Cとの間で金銭消費貸借契約及びB所有の 甲土地に抵当権を設定する契約(以下両契約を合わせて「本契約」とい う)を締結した。Aが未成年者であることについて、Cは本契約が締結 された当時から知っていたが、Bは本契約の締結後に知った場合、Bは Aの制限行為能力を理由として本契約を取消すことができる。

[12 - 31]

11-32 甲が乙の代理人として乙の所有の不動産を第三者に売却することと する旨の契約が甲乙間においてなされた。甲が未成年者であったにもか かわらず、法定代理人の同意を得ないで乙との契約を締結した場合には、 その契約を締結する旨の甲の意思表示を取消すことができる。

[59 - 3(1)]

11-28 ○ 極テキストIP154

代理人には、<u>意思能力</u>は必要であるが、<u>行為能力</u>は

B | A | C

11-29 × 極テキスト I P 1 5 4 制限行為能力者であっても、代理人になることが

11-30 × 極テキスト I P 1 5 4 制限行為能力者であっても、代理人になることが

11-31 × 極テキスト I P 1 5 4 制限行為能力者であっても、代理人になることが

> B | A ———— C

11-32 ○ 極テキスト I P 1 5 4 本人との契約 (委任契約) は、代理人である制限行為

> 乙 委任契約 甲 — 第三者

11-33 Aは、Bを利用して、Cと売買契約を締結し、甲動産を取得しようとしている。この事例に関する次の記述のうち、BがAの代理人である場合についての記述として正しいものとBがAの使者である場合についての記述として正しいものの組合せは、どれか。

[16-5]

- (ア) Bが、Cに対し、売買の目的物を誤ってCの所有する乙動産と表示してしまい、その表示内容による売買契約が締結された場合において、誤った表示をしたことにつきAに重過失があるときは、Aは、乙動産の代金支払を免れることができない。
- (イ) Cが甲動産の所有権を有しない場合において、Aは、Cが甲動産の所有者であるものと誤信し、かつ、誤信したことにつき無過失であったが、Bは、Cが甲動産の所有者でないことにつき悪意であったときは、Aは、甲動産を即時取得することができない。
- (ウ) 甲動産の購入に際し、Bには意思能力がある必要はないが、Aには行 為能力がある必要がある。
- (エ) Aは、Bに対し、売買代金額に関する決定権限を付与することができる。

11-33	(2)	極テキストIP155
		A
		P C. 田科立
		B ————— C 甲動産
	マ . 相	に本でもて担
		<u>使者である場合</u> について正しい。
	1	代理行為における意思表示の瑕疵・欠缺の
	イ: <u>作</u>	弋理人である場合 について正しい。
	重	助産の即時取得には、善意·無過失が要件と
	ウ: 使	ぎ者である場合 について正しい。なお、本肢は
	Ε	3 が <u>代理人</u> である場合
	=	⇒ A の意思能力・行為能力:不要/
	Ε	3 が 使者 である場合
	=	—— ⇒ A の意思能力・行為能力:必要/
	工:什	弋理人である場合 について正しい。
		代理人は、代理権の範囲内で自ら意思決定をなす。

(オ) Aの許諾がない場合には、Bは、やむを得ない事由がない限り、その任務を他の者にゆだねることができない。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
代理人である場合	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
使者である場合	(1)	(ウ)	(ア)	(オ)	(工)

<i>a</i> :	<u>代理人である場合</u> について正しい。
	委任による代理人は、 <u>本人の許諾</u> を得たとき又は

12-1 代理人が復代理人を選任した場合には、代理人は代理行為を行うことができない。

 $[4-2 \ 0]$

12-2 教授:復代理人Cが選任されると、代理人Bの代理権はどのようになりますか。

学生:復代理人は、代理人の権限の範囲内で直接本人を代理しますので、 代理人の権限と復代理人の権限が重複してしまいます。そこで、 復代理人Cが選任されると、代理人Bの代理権は停止し、復代理 人Cの任務が終了すると、代理人Bの代理権は復活します。

[19-57]

12-3 復代理人は、代理人を代理するものであって、本人を代理するものではない。

[5-45]

12-4 復代理人は、代理人の名において代理行為をする。

[54-134]

12-5 復代理権は本人の死亡によって消滅する。

[54 - 135]

12-6 Aは、Bの任意代理人であるが、Bから受任した事務をCを利用して履行しようとしている。Aがやむを得ない事情によりBの許諾を得ることなくCを復代理人として選任した場合には、Cの復代理人としての権限は、保存行為又は代理の目的たる権利の性質を変更しない範囲における利用若しくは改良行為に限られる。

[14-44]

12-7 復代理人は、代理行為をするにあたっては、本人のためにすることを示すほか、自己を選任した代理人の名を示すことを要する。

[61 - 85]

12-1 × 極テキストIP156 復代理人選任は、代理権の譲渡ではないので、

12-2× 極テキスト I P 1 5 6復代理人選任は、代理権の譲渡ではないので、

- 12-3× 極テキスト I P 1 5 6復代理人は、本人の代理人であり、本人を代理する。
- 12-4× 極テキスト I P 1 5 6復代理人は、本人の代理人であり、本人の名において代理行為をする。
- 12-5 極テキストIP156本人の代理人なので、民111条が適用され、
- 12-6× 極テキストIP156復代理人の代理権の範囲は、
原代理人の代理権の範囲を

В | | | | | | | | |

12-7 × 極テキスト I P 1 5 6 本人の名を示せば足り、原代理人の名を示すことは要しない。

12-8 復代理人が代理行為をするにあたっては、代理人のためにすることを示さなければ、代理行為としての効力を生じない。

[4-2]

12-9 Aは、Bの任意代理人であるが、Bから受任した事務をCを利用して履行しようとしている。Aから復代理人として適法に選任されたCの法律行為の効果がBに帰属するためには、CがAのためにすることを示して当該法律行為をすることが必要である。

[14 - 45]

12-10 復代理人の代理権は、代理人の代理権が消滅しても消滅しない。

 $[4-2\,]$

12-11 教授:代理人Bが死亡した場合には、復代理人Cの代理権はどのようになりますか。

学生:復代理人の代理権は、代理人の代理権を前提としていますから、 代理人Bが死亡してその代理権が消滅した場合には、復代理人C の代理権も消滅します。このことは、復代理人Cが本人Aの指名 に従って選任された場合も同じです。

[19-5才]

12-12 委任による代理人は、いつでも復代理人を選任することができる。

[54 - 132]

12-13 委任による代理人は、本人が特に反対の意思を表示しない限り、復代 理人を選任することができる。

[61 - 81]

12-14 委任による代理人はやむをえない事由があるときは、本人の許諾を得なくても、復代理人を選任することができる。

[4-27]

12-15 委任による代理人は、本人の承諾を得て復代理人を選任した場合において、その選任につき相当の注意を払ったときは、復代理人の行為について本人に対して責任を負うことはない。

[61 - 83]

12-16 委任による代理人は、本人の許諾を得て復代理人を選任した場合で も、その選任及び監督について本人に対して責任を負う。

[4-2I]

12-17 AはBの任意代理人であるが、Bから受任した事務をCを利用して履行しようとしている。AがBの指名によりCを復代理人として選任した場合には、Aは、Cが不適任であることを知っていたときでも、その選任について責任を負うことはない。

[14-43]

12-8 × 極テキストIP156 本人のためにすることを示せば足り、代理人のために

12-9 × 極テキスト I P 1 5 6 本人 (B) のためにすることを示せば足り、代理人 (A)

12-10 × 極テキスト I P 1 5 6 原代理人の代理権が消滅すれば、復代理人の代理権も消滅する。

12-11 ○ 極テキスト I P 1 5 6 原代理人の代理権が消滅すれば、復代理人の

12-12 × 極テキスト I P 1 5 7 任意代理人が、復代理人を選任するには、

12-13 × 極テキスト I P 1 5 7 復代理人を選任するには、<u>やむを得ない事由</u>が

12-14 ○ 極テキスト I P 1 5 7 復代理人を選任するには、**やむを得ない事由**が

12-15 × 極テキスト I P 1 5 7 復代理人の<u>選任</u>につき相当の注意を払ったときで

12-16 ○ 極テキスト I P 1 5 7 原代理人は、復代理人の**選任**及び**監督**について、責任を負う。

12-17 × 極テキスト I P 1 5 7 本人の指名に従って、復代理人を選任した場合でも、 12-18 教授:代理人Bは、復代理人Cを解任することができますか。

学生:解任することができます。ただし、復代理人Cが本人Aの許諾を得て選任された者である場合には、本人Aの同意がなければ、代理人Bは、復代理人Cを解任することはできません。

[19-51]

12-19 法定代理人は、復代理人を選任することができない。

[54 - 130]

12-20 法定代理人は、やむを得ない事由で復代理人を選任した場合には、本人に対して責任を負うことはない。

[5-4@]

12-21 教授:代理人B が復代理人C を選任する行為は、どのようにして行われますか。

学生:復代理人の選任行為は、代理人の代理行為の一環として行われるものですから、代理人は、復代理人を選任する際、本人のためにすることを示して行う必要があります。したがって、代理人Bは、本人Aの名で復代理人Cを選任します。

[19-57]

12-22 Aは、Bの任意代理人であるが、Bから受任した事務をCを利用して履行しようとしている。AがBから代理人を選任するための代理権を授与されている場合にも、AがBのためにすることを示してCを代理人として選任するためには、Bの許諾又はやむを得ない事情が存することが必要である。

[14-42]

12-23 Aから自動車の売却の委任を受けたBが、Aの承諾を得て、Cに対し、 その自動車の売却を復委任した場合、特約がない限り、AC間に直接、 権利・義務関係は生じない。

[56 - 23]

12-24 教授: 復代理人 C が委任事務の処理に当たって金銭等を受領したとします。復代理人 C は、この受領した金銭をだれに引き渡す義務を負いますか。

学生: 復代理人 C は、委任事務の処理に当たって、本人 A に対して 受領物を引き渡す義務を負うほか、代理人 B に対しても受領を 引き渡す義務を負います。もっとも、復代理人 C が代理人 B に 受領物を引き渡したときは、本人 A に対する受領物引渡義務は 消滅します。

[19-50]

12-18 × 極テキスト I P 1 5 7 原代理人は、復代理人を解任でき、本人の許諾を得て、

12-19 × 極テキスト I P 1 5 7 法定代理人には、復任権が常に認められている。

12-20 × 極テキスト I P 1 5 7 やむを得ない事由があって、復代理人を選任した場合で

12-21 × 極テキストIP158 **復任権の行使**として復代理人を選任するのであれば、

12-22 × 極テキストIP158 **代理権の行使**として代理人を選任するのであれば、

12-23 × 極テキスト I P 1 5 9 復代理人は、本人に対し代理人と同一の権利義務を有する。

A | B | C

12-24 ○ 極テキスト I P 1 5 9 復代理人は、受領物を<u>本人</u>及び<u>原代理人</u>に対して

- 13-1 Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称して、Cとの間にB 所有の不動産を売り渡す契約を締結した。AC間の売買が錯誤によって 無効であるときは、Bは、Aの無権代理行為を追認することができない。 [7-4イ]
- 13-2 無権代理人がした契約については、本人は、無権代理人が本人の利益を図る意思で契約した場合に限り、契約を追認することができる。

[9 - 3@]

- 13-3 Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、 Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」 という。)を締結した。Bは、Aから甲土地の売買代金の一部を受領し た。この場合、Bは、Aの無権代理行為を追認したものとみなされる。 「14-27〕
- 13-4 甲は乙に対して甲所有のA土地を売却する代理権を与えたところ、 乙が勝手に甲の代理人として丙との間で甲所有のB土地を売り渡す契 約をした。甲が乙に対してその契約の追認の意思表示をしても、丙がそ れを知るまでは、丙はその契約を取り消すことができる。

[55-17]

13-5 本人は、無権代理人に対して追認する旨の意思表示をしたときには、 相手方がそのことを知らなくても、相手方に対して追認の効果を主張す ることができる。

[57 - 57]

13-6 甲から代理権を与えられたことがないのにもかかわらず、乙が甲の代理人として丙との間で不動産を買い受ける旨の契約を締結した場合に関して、甲が乙に対してその契約の追認の意思表示をした場合において、丙がその事実を知ったときは、丙はその契約を取り消すことができない。

[58-14]

13-7 Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称して、Cとの間にB 所有の不動産を売り渡す契約を締結した。BがAに対して追認する意思 表示をした場合において、Cがこれを知らなかったときは、CはAに対 して、無権代理行為を取り消すことができる。

 $[7 - 4 \ 0]$

13-1 × 極テキスト I P 1 6 1

無権代理行為の追認は有権代理とすることにより、

- 13-2 × 極テキスト I P 1 6 1 本人は、無権代理人の行為を追認することができる。
- 13-3 極テキスト I P 1 6 1 「追認したものとみなされる」とする民 1 2 5 (法定追認)
- 13-4 極テキスト I P 1 6 1相手方が追認の事実を知るまでは、本人は相手方に追認の

- 13-5× 極テキスト I P 1 6 1相手方が追認の事実を知るまでは、本人は相手方に追認の
- 13-6 極テキストIP161 相手方が追認の事実を知るまでは、本人は相手方に追認の
- 13-7 極テキスト I P 1 6 1相手方が追認の事実を知るまでは、本人は相手方に追認の

13-8 無権代理人がした契約について、本人が無権代理人に対して契約を 追認した場合でも、相手方は、その追認があったことを知らないときは、 無権代理であることを理由に契約を取り消すことができる。

[9 - 3 (1)]

13-9 本人が無権代理人に対して追認する旨の意思表示をしたとしても相手方は、本人からその旨の通知を受けない限り追認の効果を主張することができない。

[57 - 51]

- 13-10 教授: Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。では、事例において、BがCから受け取った売買代金をA名義の預金口座に入金し、Aがこれを認識しながら6か月間そのままにしていたという場合には、Aは、なお追認を拒絶することができるでしょうか。
 - 学生:追認があったかどうかが問題になりますが、黙示の追認がなかったとしても、取り消すことができる行為の法定追認について定めた規定の類推適用により、本件売買契約を追認したものとみなされますので、Aは、もはや追認を拒絶することができなくなります。

[23-67]

13-11 甲から代理権を与えられたことがないのにもかかわらず、乙が甲の代理人として丙との間で不動産を買い受ける旨の契約を締結した場合に関して、甲が丙に対してその契約の目的物の引渡を請求したときでも、その契約を追認したことにはならない。

[58 - 13]

13-12 甲は乙に対して甲所有のA土地を売却する代理権を与えたところ、乙が勝手に甲の代理人として丙との間で甲所有のB土地を売り渡す契約をした。丙がその契約を取り消した後は、甲はこれを追認することはできない。

[55-17]

13-13 Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称して、Cとの間にB所有の不動産を売り渡す契約を締結した。AC間の売買が合意されたときにAの無権限を知らなかったCがこれを取り消した後においては、Bは追認をすることができない。

[7-4エ]

	相手方が追認の事実を知るまでは、本人は相手方に追認
13-9	※ 極テキストIP161本人からその通知を受ける前でも相手方から
13-10	※ 極テキストIP161 法定追認(125)は無権代理行為には類推適用されない
	A
13-11	× 極テキストIP161 法定追認(125)の適用はないが、履行の請求は
13-12	○ 極テキストIP162取消権が行使されると、効果不帰属に確定する
13-13	○ 極テキストIP162取消権が行使されると、効果不帰属に確定する

13-8 ○ 極テキストIP161

- 13-14 Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称して、Cとの間にB所有の不動産を売り渡す契約を締結した。BがCに対して追認をする意思表示をした場合において、契約の効力が発生する時期について別段の意思表示がされなかったときは、契約の効力は追認したときから生じる。
- 13-15 学生A:「取消し」が可能な法律行為については、民法は、追認によって初めから有効であったものとみなすとしているよね。 「無効」である法律行為についても、「無効」であることを知って追認した場合には、初めから有効であったものとみなされるのだったかな。
 - 学生B: 「無効」である法律行為を追認した場合には、新たな行為を したものとみなされ、初めから有効であったとされることは ないのが原則だが、無権代理行為を追認したときは、初めか ら有効であったものとみなされるよ。

上記下線部分は、判例の趣旨に照らし正しい。

[16-61]

13-16 無権代理人がした契約について、本人は、契約を遡及的に有効とするか、将来に向かってのみ有効とするかを選択して、契約を追認することができる。

[9-34]

- 13-17 教授: Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。では、事例において、本件売買契約を締結した後に、Bの無権代理によるCへの甲建物の売却を知らないDに対してAが甲建物を売却し、その後、AがBの無権代理行為を追認した場合には、CとDのどちらが甲建物の所有権を取得しますか。
 - 学生: AがBの無権代理行為を追認しても、第三者の権利を害すること はできませんので、追認の遡及効は制限され、対抗要件の具備を 問うまでもなくDが所有権を取得します。

 $[23 - 6 \dot{7}]$

13-18 無権代理人がした契約について、本人は、契約の追認を拒絶した後でも、改めて契約を追認することができる。

 $[9 - 3 \odot]$

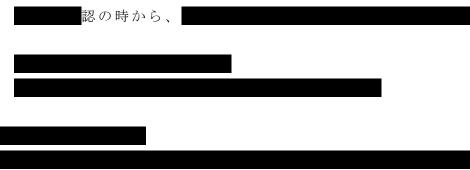
13-14 × 極テキスト I P 1 6 2 別段の意思表示がない限り、**契約の時に遡って**効力を生じる。

13-15 ○ 極テキストIP126・P162

〔無効行為の追認〕

原則:無効な行為をいくら追認しても有効にはならない。

例外:無効であることを承知した上での追認

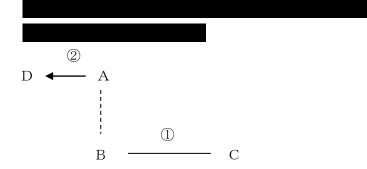


13-16 × 極テキスト I P 1 6 2

「別段の意思表示」で遡及させないことも

13-17 × 極テキストIP162

本肢の場合、CとDの関係は民法177条の



13-18× 極テキストIP163追認拒絶がなされると、効果不帰属に確定する

13-19 甲は、乙に対し自己所有のカメラの質入に関する代理権を授与したところ、乙は、丙に対しこのカメラを甲の代理人として売却した。甲は、丙の催告に基づき乙の無権代理行為を追認したときは 、乙に対し、その受け取った売却代金の引渡を請求することができるが、これとは別に損害賠償の請求をすることはできない。

[62 - 23]

13-20 甲は乙に対して甲所有のA土地を売却する代理権を与えたところ、乙が勝手に甲の代理人として丙との間で甲所有のB土地を売り渡す契約をした。丙が甲に対し、相当の期間を定めてその契約を追認するか否かを返答するよう催告したにもかかわらず、甲が返答しないままその期間を経過したときは、追認を拒絶されたものとみなされる。

[55-17]

- 13-21 AがBから代理権を与えられていないにもかかわらず、Bの代理人と称してCにB所有の不動産を売却した後、CがBに対して追認するよう催告したが、Bが確答を発しないときは、追認したものとみなされる。

 [4-7]
- 13-22 Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称して、Cとの間にB所有の不動産を売り渡す契約を締結した。この場合におけるBの追認に関して。CがBに対して相当の期間内にAの行為につき追認をするか否かを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしなかったときは、Bが追認をしたものとみなされる。

[7 - 47]

13-23 無権代理人がした契約について、相手方が本人に対して相当の期間を定めて契約を追認するか否かを催告したが、応答のないままその期間が経過した場合、本人は、契約を追認したものとみなされる。

[9 - 33]

13-24 甲から代理権を与えられたことがないのにもかかわらず、乙が甲の代理人として丙との間で不動産を買い受ける旨の契約を締結した場合に関して丙がその契約の当時、乙が代理権を有しないことを知っていたときは、丙が甲に対してその契約を追認するかどうかを確答するよう催告し、甲が相当の期間内に解答しなかったとしても、甲が追認を拒絶したものとみなされることはない。

[58 - 1(1)]

13-25 甲からコピー機賃借に関する代理権を与えられた乙が、丙との間でコピー機を買い受ける契約をした場合に関して丙が乙に代理権がないことを知っていた場合、丙は甲に対して売買契約を追認するや否やを催告することはできない。

[3-13]

13-26 甲は、乙に対し自己所有のカメラの質入に関する代理権を授与したところ、乙は、丙に対しこのカメラを甲の代理人として売却した。丙が乙に代理権のないことを過失により知らなかったため乙に対し代金を支払ったときは、丙は、甲の追認がない限り、契約を取り消して代金の返還請求をすることができる。

[62 - 24]

- 13-19 × 極テキスト I P 1 6 3 追認した場合でも、無権代理人に対して、**損害賠償請求**はできる。
- 13-20 極テキスト I P 1 6 4 期間内に確答がない場合は、追認を**拒絶したものとみなす**。



- 13-21 × 極テキスト I P 1 6 4 期間内に確答がない場合は、追認を**拒絶したものとみなす**。
- 13-22 × 極テキスト I P 1 6 4 期間内に確答がない場合は、追認を**拒絶したものとみなす**。
- 13-23 × 極テキスト I P 1 6 4 期間内に確答がない場合は、追認を**拒絶したものとみなす**。
- 13-24 × 極テキスト I P 1 6 4 催告は、**悪意**であっても可能であり、



- 13-25 × 極テキストIP164 催告は、**悪意**であってもできる。よって、
- 13-26 極テキストIP164 取消は、<u>善意</u>であれば、<u>過失があっても</u>できる。

- 13-27 教授: Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。この事例においてCは、どのような法的手段をとることが考えられますか。
 - 学生: Cは、Aに対して本件売買契約を追認するか否かの催告を行うことができ、また、Aの追認がない間は、Bが代理権を有しないことについてCが善意か悪意かを問わず、契約を取り消すことができます。

[23-67]

- 13-28 教授: AがBから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人として、Cとの間でB所有の甲建物の売買契約を締結した場合を前提に考えてみましょう。Cが、AがBから代理権を授与されていないことを知らず、また、知らないことについて過失はあったものの、それが重大な過失でなかった場合に、Cは、甲建物の売買契約を取り消すことができますか。
 - 学生: Aの無権代理について善意であるCは、Bが無権代理の追認を しない間は、売買契約を取り消すことができます。

[26-5才]

13-29 甲からコピー機賃借に関する代理権を与えられた乙が、丙との間でコピー機を買い受ける契約をした場合に関して丙が乙に代理権がないことを知っていた場合、丙は乙との契約を取り消すことができない。

[3-1@]

13-30 Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすること示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Cは、本件売買契約を締結したときに、Aに代理権がないことを知っていた。この場合、Cは、本件売買契約を取り消すことはできない。

[14-2I]

$13-27 \times$	< 極テ	キス	} I	Ρ	1	6	4
----------------	------	----	-----	---	---	---	---

無権代理人がした契約を、相手方は、善意か悪意か

13-28 ○ 極テキストIP164

無権代理を理由とする取消しは、相手方が無権代理

- 13-29 極テキストIP164 取消は、<u>善意</u>であれば、<u>過失があっても</u>可能であるが、
- 13-30 極テキスト I P 1 6 4 取消は、<u>善意</u>であれば、<u>過失があっても</u>可能であるが、

14-1 甲は、乙に対し自己所有のカメラの質入に関する代理権を授与したところ、乙は、丙に対しこのカメラを甲の代理人として売却した。丙は、乙に対し無権代理人であることを理由に損害賠償の請求をしたときは、もはや、乙に対し履行の請求をすることができない。

[62 - 25]

14-2 Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすること示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Cは、Aに対し、無権代理人としての責任に基づく損害賠償を請求した。この場合、Cは、甲土地を転売することによって得られるはずであった利益に相当する額を請求することができる。

 $[14 - 2 \]$

14-3 教授: Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。事例において、Aが追認を拒絶した場合、Cが民法第117条第1項に基づいてBに対して損害賠償を請求するためには、Bに故意又は過失があることを立証する必要がありますか。

学生:無権代理人の損害賠償責任の性質は、不法行為責任ではなく、法 律が特別に認めた無過失責任であると考えられますので、Cは、 Bの故意又は過失を立証する必要はありません。

[23-6才]

(参考)

(民法第117条:無権代理人の責任)

他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

○ 極テキストIP165 14-1 無権代理人に対する責任追及として、「履行」 甲 \angle 丙 ○ 極テキストIP165 14-2 無権代理人に対する責任追及としての損害賠償請求 В С Α ○ 極テキストIP165 14-3 無権代理人の損害賠償責任の性質は、不法行為責任 A

С

В

14-4 甲から代理権を与えられたことがないのにもかかわらず、乙が甲の代理人として丙との間で不動産を買い受ける旨の契約を締結した場合に関して甲がその契約を追認した後でも、丙は乙に対してその売買代金の支払の請求をすることができる。

[58 - 15]

14-5 甲からコピー機賃借に関する代理権を与えられた乙が、丙との間でコピー機を買い受ける契約をした場合に関して乙が未成年者である場合、丙は乙が代理権なきことを知っているか知っていないかにかかわらず、乙に対して履行の請求または損害賠償を請求することはできない。

 $[3 - 1 \odot]$

14-6 甲は乙に対して甲所有のA土地を売却する代理権を与えたところ、乙が勝手に甲の代理人として丙との間で甲所有のB土地を売り渡す契約をした。甲がその契約の追認を拒絶したときは、乙が未成年者で、その法定代理人の同意を得ないでその契約をした場合においても、丙は乙に対して履行または損害賠償の請求をすることができる。

[55-17]

14-7 甲からコピー機賃借に関する代理権を与えられた乙が、丙との間でコピー機を買い受ける契約をした場合に関して丙が乙に代理権がないことを知っており、甲が売買契約の追認を拒絶した場合、丙は甲及び乙のいずれに対しても、代金の支払を請求することはできない。

[3 - 14]

14-8 教授: AがBから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人として、Cとの間でB所有の甲建物の売買契約を締結した場合を前提に考えてみましょう。Cが、AがBから代理権を授与されていないことを知らず、また、知らないことについて過失はあったものの、それが重大な過失でなかった場合に、Cは、Aに対し、無権代理人の責任を追及することができますか。

学生: Cに過失があったとしても、それが重大な過失でなければ、Aに対して無権代理人の責任を追及することができます。

[26-51]

14-9 Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすること示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。Cは、Bに対し、本件売買契約を取り消すとの意思表示をした。この場合、Cは、Aに対し、無権代理人としての責任を追及して本件売買契約の履行を求めることができる。 [14-21]

14-4 × 極テキストIP167 追認により、本人に効果帰属が確定している場合は、 ○ 極テキストIP167 14-5 無権代理人が制限行為能力者である場合は、原則として 14-6 × 極テキスト I P 1 6 7 無権代理人が制限行為能力者である場合は、原則として 14-7 ○ 極テキスト I P 1 6 7 本人甲に対する請求 ⇒追認を拒絶されており、また**悪意なので、表見代理は主張できない**。 無権代理人乙に対する請求 ⇒<u>悪意なので、民117の責任追及はできない</u>。 14-8 × 極テキストIP167 相手方から無権代理人に対しての責任追及は、 × 極テキスト I P 1 6 7 14-9 取消権を行使した場合は、無権代理人への責任追及



15-1 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから 金員を借り受けた。Bが死亡し、AがBを単独で相続した場合、CはA に対し、貸金の返還を請求することができる。なお、Cには、Aに代理 権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。

[13 - 37]

15-2 Aの子Bが、Aから代理権を与えられていないにもかかわらず、Aの 代理人としてCとの間で土地売買契約を締結した場合、その後Aが死亡 し、Bが相続人となったときは、Bは追認を拒絶することができる。

 $[4-7\,]$

15-3 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから 金員を借り受けた。Bが無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、A が B を単独で相続した場合、C は、A に対し、貸金の返還を請求することができる。なお、C には、A に代理権がないことを知らなかったこと に過失があるものとする。

 $[13 - 3 \, 1]$

15-4 Aの子Bは、代理権がないのにAの代理人であると称して、自らが経営する会社の債務の担保としてCのためにA所有の建物に抵当権を設定する契約を締結した。AがBの無権代理行為の追認を拒絶した後死亡し、BがAを相続した場合には、無権代理行為は有効になる。

[21-23x]

- 15-5 教授: Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。では、事例において、BがAの子であったと仮定し、AがBの無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、BがAを単独相続した場合は、どうなりますか。
 - 学生:Aが追認を拒絶することにより、Bの無権代理による売買契約の 効力がAに及ばないことが確定しますので、その後にBがAを相 続しても、Bは、追認拒絶の効果を主張することができます。

[23 - 6 I]

15-1 ○ 極テキスト I P 1 6 8 相続により、無権代理行為は当然に有効となる。 В Α — С 15-2 × 極テキストIP168 相続により、無権代理行為は<u>当然に有効</u>となる。 Α — С В × 極テキストIP168 15-3 本人が生前に追認拒絶していた場合は、無権代理行為は В Α × 極テキスト I P 1 6 8 15-4 本人が生前に<u>追認拒絶</u>していた場合は、無権代理行為は 15-5 極テキストIP168 無権代理人がした行為は、本人が追認を拒絶すれば

15-6 判例によれば、無権代理人が締結した契約は、その無権代理人が本人を相続したからといって、当然に効力を生ずるものではない。

[57-5才]

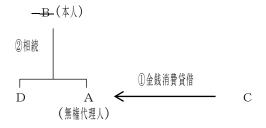
■ 「無権代理人が本人を他の相続人と共同に相続した場合において、無権代理行為を追認する権利は、その性質上、相続人全員に不可分的に帰属するところ、無権代理行為の追認は、本人に対して効力を生じていなかった法律行為を本人に対する関係において有効なものにするという効果を生じさせるものであるから、共同相続人が共同してこれを行使しない限り、無権代理行為が有効となるものではない」という見解と明らかに矛盾する見解は次のうちどれか

[8 - 3]

- 15-7 無権代理人が本人を相続したときは、無権代理人としての資格と本人の相続人としての資格が融合し、無権代理行為は無権代理人の相続分の限度において有効となる。
- 15-8 無権代理行為の追認は、共同相続人に準共有されている追認権又は追認拒絶権の処分になる。
- 15-9 共同相続人のうち無権代理人を除くその他の相続人全員が追認した場合、無権代理人が追認を拒絶することは、信義則上許されない。
- 15-10 無権代理人以外の共同相続人の1人が追認を拒絶した場合であっても、相手方は無権代理人に対し、無権代理人としての責任を追及できる。
- 15-11 共同相続人の全員が追認をした場合には、相手方は無権代理人の責任 を追及することができない。
- 15-12 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから 金員を借り受けた。Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、 Dが無権代理行為の追認を拒絶しているとしても、Cは、Aに対し、A の相続分の限度で貸金の返還を請求することができる。なお、Cには、 Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。

 $[13 - 3 \dot{p}]$

- 15-6 極テキストIP169 <u>単独相続か否か</u>又は<u>生前に本人から追認拒絶が</u>
- 15-7 極テキスト I P 1 6 9 無権代理人の相続分の限度で有効とすると、
- 15-8 × 極テキスト I P 1 6 9 共有物の「変更」 (処分) は、全員で行う必要がある (251)。
- 15-9× 極テキストIP169全員で行使するという原則に対し、「信義則」を
- 15-10 × 極テキストIP169 「共同相続人が共同してこれを行使しない限り、
- 15-11 × 極テキストIP169 全員によって追認がなされている以上、<u>効果帰属が</u>
- 15-12 × 極テキスト I P 1 6 9 **共同相続人全員**が共同して追認しないかぎり、有効と



15-13 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、Dが無権代理行為を追認したときは、Cは、A及びDに対し、貸金の返還を請求することができる。なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。

[13 - 3 I]

15-14 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから 金員を借り受けた。Aが死亡し、BがAを単独で相続した場合、Cは、 Bに対し貸金の返還を請求することができる。なお、Cには、Aに代理 権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。

[13 - 3]

15-15 無権代理人の地位を本人が相続した場合、本人は、無権代理行為の追認を拒絶することができる。

[2-183]

15-16 本人が無権代理人を相続した場合であっても、無権代理行為の追認を 拒絶したときには、本人は無権代理人が相手方に対して負うべき履行又 は損害賠償の債務を相続することはない。

[6-4]

15-17 無権代理人がした契約解除の意思表示は、その意思表示の当時代理権 のない者が、意思表示をすることにつき相手方が異議を述べた場合であ っても、本人が追認をすれば、効力を生じる。

[57 - 5x]

15-18 無権代理人がした相手方のない単独行為は、たとえ本人が追認しても、 効力を生じない。

 $[57 - 5 \dot{p}]$

15-13 ○ 極テキスト I P 1 6 9

無権代理人以外の**他の相続人全員が追認**をしている

15-14 × 極テキスト I P 1 7 0

本人が無権代理人を相続した場合は、本人は



- 15-15 極テキスト I P 1 7 0 本人が無権代理人を相続した場合は、本人は<u>追認を拒絶できる</u>。
- 15-16 × 極テキスト I P 1 7 0 本人が無権代理人を相続した場合は、本人は
- 15-17 × 極テキスト I P 1 7 4 相手方が異議を述べた時点で<u>確定的に無効</u>となり、追認の余地はない。
- 15-18 極テキスト I P 1 7 4 無権代理人がした<u>相手方のない単独行為</u>は

- 16-1 AはBの代理人として、Cとの間で金銭消費貸借契約及びB所有の甲土地に抵当権を設定する契約(以下両契約を合わせて「本契約」という)を締結した。BがAに対し、代理人として金銭消費貸借契約を締結する権限は与えていたが、甲土地に抵当権を設定する権限は与えておらず、Cもこれを知っていた場合、Bが追認しない限り、設定した抵当権は無効である。
- 16-2 甲は、乙に対し自己所有のカメラの質入に関する代理権を授与したところ、乙は、丙に対しこのカメラを甲の代理人として売却した。この場合、乙がカメラを現実に所持していたとしても、丙は、乙に売却権限があると信ずべき正当の理由を有するとは限らない。

[62 - 21]

16-3 甲からコピー機賃借に関する代理権を与えられた乙が、丙との間でコピー機を買い受ける契約をした。丙が乙に売買契約締結の代理権があると信じるにつき正当な事由がある場合において、甲は丙からの請求を拒否することはできない。

[3-1(1)]

16-4 Bの妻Aは、Bの実印を無断で使用して、Aを代理人とする旨のB名義の委任状を作成した上で、Bの代理人としてB所有の土地をCに売却した。この場合、Aに売却の権限がなかったことにつきCが善意無過失であったときは、Cは、当該土地の所有権を取得することができる。

[18 - 4 I]

16-5 妻が夫の代理人として第三者とした法律行為は、妻が夫から特に代理権を与えられておらず、かつその法律行為が日常の家事に関するものでない場合であっても、第三者においてその行為がその夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき相当の理由があるときには、夫に対して効力を生ずる。

 $[6 - 4 \dot{p}]$

16-1 ○ 極テキストIP179 厳密には<u>不確定無効</u>であるが、確定的無効か В 16-2 ○ 極テキストIP179 所持は、乙にカメラの売却に関する代理権が 甲 \mathbb{Z} 丙 16-3 ○ 極テキストIP179 権限踰越による表見代理が成立する。よって、 16-4 × 極テキスト I P 1 8 0 当該行為が当該夫婦の日常家事の範囲内に属すると ○ 極テキストIP182 16-5 <u>当該行為</u>が<u>当該夫婦</u>の日常家事の範囲内に属すると

16-6 甲が乙に対して甲所有のA土地を売却する代理権を与えたところ、乙が勝手に甲の代理人として丙との間で甲所有のB土地を売り渡す契約をした。A土地の売却についての代理権が消滅した後に、乙がその契約をした場合であっても、B土地の売却について表見代理の成立する余地がある。

[55-173]

- 16-7 代理人の代理権が消滅した後にその者が為した無権代理行為につき、 民法第112条の表見代理が成立するためには、代理権が消滅する前に その代理人が当該本人を代理して相手方と取引行為をしたことがある ことを要する。 [6-4エ]
- 16-8 乙が以前甲の代理人であった丙に対して、その代理権が消滅したことを知らず、かつその事につき無過失で弁済した場合、甲の乙に対する金銭債権の消滅事由となりえない。

[54 - 20]

16-9 甲は、乙に対し自己所有のカメラの質入に関する代理権を授与したところ、乙は、丙に対しこのカメラを甲の代理人として売却した。丙が甲に対し相当の期間を定めてその期間内に追認するかどうかを催告し、これに対して、甲が追認を拒絶したとしても、丙は表見代理の成立を主張することができる。

[62 - 20]

16-6 ○ 極テキストIP182

民110条(権限踰越の表見代理)・112条

16-7× 極テキスト I P 1 8 2代理権が消滅する前に、当該相手方と取り引きした

16-8 × 極テキスト I P 1 8 2 代理権消滅後の表見代理が成立し、乙は債権の消滅を主張できる。



<u>本人が追認拒絶しても</u>、相手方から、表見代理を主張



■ 表見代理が成立する場合においても無権代理人の責任に関する規定が適用されるか否かについて、適用を肯定する見解(甲説)と適用を否定する見解(乙説)とがある。次の記述のうち「この見解」が甲説を指すものはどれか。

[17-5]

- 16-10 この見解は、本人及び無権代理人のいずれについても無権代理行為の 相手方からの責任追及を免れさせる理由がないと考えられることをそ の根拠とする。
- 16-11 この見解は、無権代理人の責任を、表見代理が成立しない場合の補充 的責任であると位置付ける。
- 16-12 この見解は、無権代理行為の相手方に対して、有権代理の場合以上の 保護を与える必要はないと考えられることをその根拠とする。
- 16-13 この見解に対しては、表見代理が成立する場合において紛争を最終的に解決するためには、無権代理行為の相手方が本人に対し、さらには、本人が無権代理人に対し、それぞれ訴えを提起しなければならなくなり、紛争の解決方法としてう遠であるとの指摘がある。
- 16-14 この見解は、表見代理が成立するか否かは不確実であるから、無権代理行為の相手方が本人に対して常に表見代理の主張をしなければならないとすると、無権代理行為の相手方に過大な負担を課すことになることをその根拠とする。

. . .

16-10 ○ (甲説) 極テキストIP184 <u>無権代理人を責任から免れされる理由はない</u>と

16-11 × (乙説) 極テキスト I P 1 8 4 無権代理人の責任を、表見代理が成立しない

16-12 × (乙説) 極テキストIP184 相手方に対して、**有権代理の場合以上の保護を**

16-13× (乙説)極テキストIP184直接、無権代理人への責任追及ができないと

16-14 〇 (甲説) 極テキスト I P 1 8 4 相手方が**本人に対して常に表見代理の主張を** 16-15 無権代理人は、相手方が無権代理人に対して民法第 1 1 7 条の規定によりした履行請求に対して表見代理が成立することを主張・立証して自己の責任を免れることはできない。

[6 - 4]

16-16 Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすること示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。CがAに対し、無権代理人としての責任を追及した。この場合、Aは、自己の代理行為につき表見代理が成立することを主張して無権代理人としての責任を免れることができる。

 $[14 - 2 \dot{p}]$

16-15 ○ 極テキスト I P 1 8 4 表見代理は、相手方保護のための制度で

16-16 × 極テキストIP184 表見代理は、相手方保護のための制度で